

令 2 薬 務 第 1 7 2 号
令和 2 年 (2020 年) 5 月 1 3 日

各医薬品等製造販売業・製造業者
各医療機器修理業者 様

山口県健康福祉部薬務課長

新型コロナウイルス感染症への対応における薬事関係法令に係る
行政手続の押印省略等の扱いについて

このことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課、医薬品審査管理課、
医療機器審査管理課、化学物質安全対策室、医薬安全対策課、監視指導・麻薬
対策課及び血液対策課から連名で別添のとおり通知がありました。

ついては、この通知に基づき本県に提出される申請等の対応は下記のとおり
としましたのでお知らせします。

記

- 1 当面の間、別添の通知に記載されている薬事関係法令に定める許
認可の申請や各種届出等の諸手続きについて、所要の代表者等の押
印がない場合も受け付ける。ただし、押印がない理由を様式備考欄
に記載又は理由書により提出すること。
- 2 後日（平常の社会生活に戻った場合等）、代表者等の押印された
申請書や届書等の差し替えを提出すること。
- 3 2 について、その他の方法による場合等は、当課へ相談すること。

製 薬 指 導 班
TEL 083-933-3023
FAX 083-933-3029